

# 第1616回島根県教育委員会会議録

日時	令和4年2月17日
自	13時30分
至	15時25分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### — 公 開 —

#### (議決事項)

第31号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について  
(総務課)

第32号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について (学校企画課・  
特別支援教育課)

—————以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第80号 新型コロナウイルス感染症への対応について (総務課)

第81号 令和4年3月特別支援学校高等部卒業予定者の進路状況について  
(特別支援教育課)

第82号 旧海軍大社基地関連施設群に関する対応について (文化財課)

—————以上原案のとおり了承

### — 非公開 —

#### (議決事項)

第33号 令和4年度教育委員会事務局等職員 (管理職) の定期人事異動  
(教育職員関連分) について (総務課・学校企画課)

第34号 令和4年度県立学校教育職員 (管理職) の定期人事異動について  
(学校企画課)

第35号 令和4年度市町村立小中学校等教育職員 (管理職) の定期人事異動に  
ついて (学校企画課)

第36号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」の実施に  
ついて (学校企画課)

—————以上原案のとおり議決

(報告事項)

第83号 令和4年度島根県公立高等学校一般入学者選抜学力検査特例追検査の実施について（教育指導課）

第84号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

\_\_\_\_\_以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

1 出席者【全員全議題出席】  
野津教育長 林委員 池田委員 朋澤委員 河上委員 原田委員

2 欠席者  
なし

3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

石原副教育長	全議題
柿本教育監	全議題
佐藤教育次長	公開議題
木原参事（教育指導課長取扱）	公開議題、報告第83号
福間参事	公開議題
佐藤教育センター所長	公開議題
小畑総務課長	全議題
森山教育施設課長	公開議題
大野学校企画課長	公開議題、議決第33号～第36号
中西県立学校改革推進室長	公開議題
中村地域教育推進室長	公開議題
野津子ども安全支援室長	公開議題
妹尾特別支援教育課長	公開議題
舟木保健体育課長	公開議題、報告第84号
野々内社会教育課長	公開議題
石原人権同和教育課長	公開議題
中島文化財課長	公開議題
清山世界遺産室長	公開議題
角田古代文化センター長	公開議題
舟木福利課長	公開議題

4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

米原総務課長代理	全議題
矢野総務課人事法令グループリーダー	全議題
小松原総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

野津教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	4件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	河上委員	

— 公 開 —

### 議決第31号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○小畑総務課長 1の1ページをお願いします。1 改正概要であるが、本日お諮りする規則改正は、前回2月7日のこの会議において協議事項として御説明した、へき地学校等の級地指定の見直しの結果を規則に反映するというものである。なお、前回のこの会議後に、給与規則の改正に係る人事委員会への事前協議を行い、同委員会の同意は得ているところである。

1の2ページをお願いします。改正内容である。この内容は、繰り返しになるが、前回2月7日の協議事項でお諮りするときにお付けし、御説明したものと同一のものである。規則の改正は、2の級地アップ20校と3の級地ダウンの1校について必要ということになる。

1の3ページをお願いします。1の3ページから1の4ページにかけては、改正の新旧対照表となっている。別表第10がへき地学校の指定の表となり、別表第10の2がへき地学校に準ずる学校、別表第10の3が特別の地域に所在する学校の、それぞれ指定の表ということになる。改正後のほうに載せている内容が、先ほど1の2ページで確認いただいた内容を踏まえたものということになっている。

1の1ページにお戻りいただきたい。2 施行日であるが、令和4年4月1日としている。

———原案のとおり議決

### 議決第32号 県立学校の組織編制に関する規則の一部改正について（学校企画課・特別支援教育課）

○中西県立学校改革推進室長 2の1ページである。令和4年度県立学校の入学定員については、9月の教育委員会会議で高等学校を、12月に特別支援学校についてそれぞれ議決いただいた。このたびは、このことに伴う島根県教育委員会規則である県立学校の組織編制に関する規則の一部改正を行うことについてお諮りする。

1 改正理由については先ほどのとおりである。

2 改正内容（1）別表第1の一部改正についての詳細は2の2ページから2の4ページに新旧対照表があるので、併せて御覧いただきたい。

まずは、高等学校である。①定員の増減に伴う改正、そして、表にある各学年の高等学校についてそれぞれ改正している。第1学年は、昨年9月に発表した入学定員、そして、第2、第3学年は過去の入学定員の変更について、年次進行する形で改正している。②学科転換に伴う改正については、隠岐島前高校の新学科「地域共創科」が反映されている。加えて③単位制の学年次進行に伴う改正として、3校の定員を改めている。

次に(2)別表第3の一部改正である。こちらは特別支援学校になる。詳細は2の5ページの新旧対照表を御覧いただきたい。高等部については学級数の増減に伴う、各学年の定員の改正を表中にある特別支援学校についてそれぞれ行なっている。

3 施行日は令和4年4月1日である。

———原案のとおり議決

#### 報告第80号 新型コロナウイルス感染症への対応について（総務課）

○小畑総務課長 3の1ページをお願いします。前回の会議以降での動きとして、御報告するものは1点である。文部科学省による新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業実態調査は、前回の会議で第1回の1月26日時点の調査への回答及び文部科学省公表の全国の回答状況を御報告したが、本日は、同じ調査の第2回、2月9日時点の本県の回答である。なお、文部科学省の公表は本日時点ではなく、公表された後、別途資料を提供させていただく。

3の1ページの(1)であるが、調査対象には変更はない。計4回の調査時点のうち、今回は太枠のところとなる。(2)の調査結果であるが、上段が今回、下段が前回で対比できるようにしているが、学年、学級の臨時休業及び学校全体の臨時休業ともに大きく減少している。

3の2ページをお願いします。文部科学省に回答した内容となる。一番左側に時点を入れている。先ほどは合計数により、前回と比較したが、今回の調査結果を校種別、事由別で見ると、中学校で学校全体の臨時休業が前回18校から今回ゼロとなるなど、ほぼ全ての校種において対応した実績が、前回よりも減ったという状況がある。

———原案のとおり了承

#### 報告第81号 令和4年3月特別支援学校高等部卒業予定者の進路状況について

## (特別支援教育課)

○妹尾特別支援教育課長 4ページをお願いします。1月の教育委員会会議にて原田委員の方から御要望があった、令和4年3月特別支援学校高等部卒業予定者の進路状況について報告する。表の方には、今年度の状況に加えて直近の過去3年間の状況も載せている。各年度1月31日時点で決定している進路状況である。表の令和3年度の欄の左側から御覧いただきたい。今年度末の卒業予定者は179名、そのうち進学は専門学校等5名で全体の2.8%、職業訓練は2名、1.1%、企業等への就職が25名、14.0%、障害福祉サービス等が表に挙げている内訳のとおりで計94名、52.5%である。御存知かもしれないが障害福祉サービス等を簡単に説明すると、就労継続支援は、一般就労が難しい方に働く場を提供し、能力向上の支援を行う。A型は雇用契約を結び最低賃金が保障される。B型は雇用契約を結ばずに工賃という形で、その方の働き方に応じた賃金が支給される。就労移行支援は、一般就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力を向上させる支援で2年間の期限のあるサービスである。自立訓練は、自立した日常生活ができるように、リハビリなどの機能訓練や食事や金銭管理、体調管理などの生活能力の支援を行うサービスである。生活介護は働くことが難しく、常に介護が必要な方に制作活動や音楽活動などの日中活動を提供したり、入浴排泄食事の介護などを行うサービスである。その他には医療機関での機能訓練や看護などを提供する療養介護などが含まれている。続いて、右の欄である。障害児施設が0、入院が2名、1.1%、未定が51名、28.5%となっている。現時点の進路状況を直近の3年間と比較すると、今年度は就職者の数が少なく、未定者が多くなっている。これについては少々説明する。特別支援学校から企業に就職する場合は、在学中に現場実習に繰り返し取り組み、最終的に企業が雇用できるかどうかを見極める現場実習を行い、そこで雇用の内諾を得る。その後、企業から学校指定の求人を出してもらい、それに応募し、面接試験等を経て内定通知という流れとなる。こういった手順を踏むので、例年においても、一般の高校生の就職の内定スケジュールよりは遅れて就職が内定するケースが多くなる。さらに昨年度と今年度については、コロナ禍の影響で現場実習が一部中止、あるいは延期となり、見極めの現場実習の時期や面接試験の日程が、例年よりさらに後にずれるといった状況が多く見られる。そのため、現時点で内定通知を受けている者が少ないといった状況となっているが、表の右端の未定者51名のうち7割から8割は概ね内定の見込みとなっており、今後、順次決定していくようになる。ただ、不登校で現場実習に行けない生徒も何名かおり、年度末には進路が決定しない生徒も出る見込みである。そういった生



徒については、学校がアフターケアをするとともに、卒業後の支援機関につなぐようにし、卒業後も支援を受けながら、希望する進路を目指すことができるようにサポートしていく。表の一番下には、昨年度の卒業生の令和3年4月22日時点の進路状況を載せている。昨年度、令和2年度は1月31日時点では未定者が43名、23.8%あったが、4月22日時点には、14名、7.7%まで減っている。特別支援学校においては、卒業後2年ないし3年間は、進路指導担当者が卒業生のアフターケアを行い、卒業後の生活にスムーズに移行できるように支援している。今年度の卒業生に対しても、一人一人の状況に応じて支援を継続していく。

○林委員 先ほどの説明の中で、実習の方がかなりできなかったということで、未定者が多いということであったが、いわゆるコロナ禍の影響で、求人自体が減っているということはないか。

○妹尾特別支援教育課長 先に企業の方から求人がくるということは、特別支援学校の方ではあまりない。実習を重ねていって、この子なら雇用ができると企業が判断した時点で、学校指定の求人を出すということになる。

○池田委員 企業等に就職している方々のうち、県外の方はどれくらいいるのか。

○妹尾特別支援教育課長 県外はほとんどいない。

○池田委員 隠岐の場合、今年、高等部3年生に4人、その内2人が一般の企業に就職し、2人は、障害福祉サービスへ行っているが、過去に東部の方の事業所に一般就労された方もおられると聞いている。ただ、隠岐の場合、隠岐から出るとよそに行くというのだが、県外に行くのとあまり変わらない。出てしまうというイメージなので、そうすると、先ほど言われたアフターケアが厳しくて、隠岐の島に帰ってこられる例があると聞いている。

1、2年と言われたが、しっかりサポートしていかないと、なかなかそこに定着して仕事をしていくのは難しいだろうと考えるが、県外に行かれる方が少ないということは、どうしても1、2年ということでそんなもんかなと思うがいかがか。

○妹尾特別支援教育課長 卒業後の支援になると、支援の中心は専門機関に移っていく。例えば、一般就労であると、障がい者就業・生活支援センターが支援の中心になる。特別支援学校のアフターケア2年ないし3年の期間を使って、次の機関へ支援の中心をスムーズに移行するという事を考えているので、しっかり次の支援機関との仲立ちをするということを中心に取り組んでいる。まれに県外の方に就職する生徒もいる。そういった場合は、その就職先の県の障がい者就業・生活支援センターの方と、年度内に移行支援会議等

を行い、必要な情報を提供するなど、その県の支援機関でしっかり支援してもらうように、移行の取組というのは行っている。

ただ、卒業者とその支援機関との関係づくりというのは非常に課題で、なかなかうまく関係がつかれず、相談がうまくできずに離職するというケースもまれにある。そのあたりは、アフターケアは基本2年ないし3年とは言っているが、ケースに応じては、それ以上にも支援するというところもやっているところである。

○池田委員 その障がい者就労支援の事業は、多分厚生労働省だが、そうすると、高等部卒業までは18歳、それから先は、就業支援の担当している総合支援事業の方々は、その先何十年も関わらなければならなくなる。教育委員会の範疇ではないかもしれないが、手厚くそこら辺を考えていただきたい。

○妹尾特別支援教育課長 おっしゃるとおり、学校の場合は、例えば高等部であれば3年間で卒業していくということだが、卒業後の就業・生活支援センターの方は、年々対象の方が増えていくばかりという状況があり、そのあたりが、そういった支援機関の課題、悩みとなっている。そういった点で協力を求められた場合には、学校の方としてはできるだけ協力して支援をしていきたいと考えている。

○原田委員 職業訓練のところでお聞きしたい。県の施設で高等技術校が出雲と益田に2つあり、そこで介護を学ぶというのがあると思うが、この30年からの数字の中に、介護を目指した卒業生がどれくらいいるのか。もしくは、介護を目指した子どもたちが、卒業後に一般就労等として福祉就労の方へ入る、向かった数かもし分かればおしえていただきたい。

○妹尾特別支援教育課長 御質問のあった表中の職業訓練高等技術校他であるが、ここは今おっしゃった島根県の東部技術校の介護サービス科、西部技術校の総合実務科、肢体不自由の生徒が進む県外の医療リハビリセンター等がこの中に含まれる。東部技術校の介護サービス科が、この割合では一番多い。今年度のこの2名のうちにも高等部技術校に進む生徒がいるようである。過去、何人いたかというデータは、今、手元になく、また確認してお答えしたい。それから、そういった子どもたちが福祉施設に就労したか、あるいは別の事業所に勤めたかというところであるが、東部技術校の方も介護サービス科ではあるが、そういった福祉施設に限らず、その子に合った進路指導を行うということを知っているので、その進行先についても確認をして、お伝えしたいと思う。

○朋澤委員 島根県には、養護学校を出られた方々が、働かれる場所、一般就労ではなく、

障がい者の方々の就労場所として、どれくらいの事業所があるか。

○妹尾特別支援教育課長 この表で言うと、障がい福祉サービス等の中の就労継続A型、就労継続B型、就労移行支援、このあたりがその対象かと思う。直近のデータは県内で就労継続A型のサービスを持っている事業所は32事業所。それからB型が124事業所。就労移行は15事業所になる。ただ、中に複数重複している事業所もあるので、延べ事業所数になっている。A型とB型では、事業所数としてはB型の方がA型の4倍ほどになるが、定員で見ると、B型はA型の5倍の数値程度になっている。

○朋澤委員 それは大体、どこの市町村にもあると判断してよろしいか。

○妹尾特別支援教育課長 だいたい全県、いろいろなところに事業所はある。

ただ、A型事業所というのは数が少ないので、地域によってはA型事業所がないところもある。

○朋澤委員 多分、事業所によっては入寮制など諸々あるかと思うが、高等学校を卒業されて、自分の人生を作っていく自立をされるために、先ほど、工賃などの言葉もあったが、いわゆる賃金をもらって、生活を成り立たせようと思うと、なかなか難しいか。

○妹尾特別支援教育課長 収入の方だが、A型事業所の方は、最低賃金は保障されるが、B型の方は仕事の内容とか、その方の働く能力によって時給はその事業所ごとにいろいろ設定されている。最低賃金に近いぐらいの時給もあれば、100円とか何十円とかそういった事業所もあると聞いている。やはり、工賃だけで生活を成り立たせるというのは難しく、障がいを持った方に障害年金があり、こちらを受給し、工賃等々を合わせて生活しておられるのが実態だと思う。

○朋澤委員 その工賃云々のところで納得がいかに辞められたり、働く上で気持ちが続かなくてトラブルになったりするということが話に聞いたりする。それは少し歳の上の方だったりしたが、高等学校を卒業されるときにきちっとその辺りを生徒さんが理解され、納得されている色々な事業所に就かれるように、学校の方で説明していただけたらと思う。また、一般の会社に就労された場合に、事業所、会社に補助金というような会社に入るようなお金もあるようには聞く。そういうこともあるのか。

○妹尾特別支援教育課長 最初の福祉サービス事業所に入られて、そこがあわなくて辞められるといったことについては、学校としても、学校から送り出すにあたって、できるだけそういうことが起こらないようにということで、そのために現場実習というのを重ねて、その子と事業所、あるいは作業内容のマッチングを非常に重視して、進路指導を行ってい

る。また、障がい者を雇用する企業へのいろいろな支援等であるが、いくつかあり、お答えできる範囲であるが、トライアル雇用という制度がある。これは試しに期間を定めて、障がい者を雇用した企業に補助金が出て、3か月だったかと思うが、3か月たった時点で正規の雇用に移行する。あるいは、そこでやはり雇えないというケースもあるが、そういった制度があったり、特定求職者雇用開発助成金という障がい者を雇用した場合の補助金の制度もある。詳しい中身についてはお答えできないところはあるが、そういったような制度がある。

○朋澤委員 事業所さんはそこまで御存知ではなかったりして、雇用される事業者さんにそういう情報があると雇用が事業所の方で進むのかなと思ったりもした。それから、多分卒業されて、いろいろ進路があると思うが、保護者の方と学校とのやり取りが、重要になってくると思うので、先生方とても大変であるとは思いますが、人生の岐路であるのでしっかりやっていただき、生徒さんも保護者の方も納得がいかれる、安心された進路を進めていただけるよう、よろしく願います。

———原案のとおり了承

## 報告第82号 旧海軍大社基地関連施設群に関する対応について（文化財課）

○中島文化財課長 資料5の1をお願いします。旧海軍大社基地施設群であるが、以下大社基地とさせていただきます。大社基地については、昨年7月7日の教育委員会会議でも報告したが、1 趣旨のとおり、滑走路跡地を取得した事業者の開発計画がこのたび、明らかになったことから、これまでの経緯や現状などを振り返った上で、今後の県教育委員会の考え方について御説明させていただきます。

まず、大社基地の概要について確認していただくので、5の3ページ資料①をお願いします。大社基地は、1945年、第2次世界大戦が終結した昭和20年の3月から6月までの短期間で作られた旧海軍の航空基地跡で、現在は上側の図のとおり、滑走路跡や、その周辺に爆撃機を隠すために掘られた掩体壕、あるいは爆薬庫や旧出西国民学校校舎などが残されている。このうち滑走路については、下側の図のとおり、もともとの延長は1,500メートルだったが、昭和50年代から国からの売却が進み、葬祭会館やソーラー発電事業所として開発されたため、現時点では黄色と一部オレンジ色で塗りつぶした部分、約600メートルと、その右側の方にある黄色い線で囲った出雲市の市有地72メートルが当時のまま

残されている状況であるが、塗りつぶした方の約 600 メートルが昨年 2 月に民間の事業者が取得され、このたび開発計画が明らかになった部分である。

5 の 1 ページにお戻りいただきたい。2 大社基地の現状と課題については、(1) これまでの経緯と県の考え方については、昨年 7 月 7 日の教育委員会会議や 8 月 25 日付の団体への回答文書、あるいは 6 月、9 月、11 月の県議会の答弁で次のとおり説明してきた。①県は、これまで大社基地を文化財保護法上の保護すべき文化財、つまり、開発行為に対して事前の届け出や記録作成のための発掘調査を指示することができる文化財として取り扱っていないこと。②第二次世界大戦時の戦争遺跡に関しては、国指定が原爆ドームと長崎原爆遺跡の 2 例のみ、都道府県は 1 件も指定がない状況ということで、文化財指定の価値判断基準が明確に定まっていないため、県指定に指定することはできないこと。③史跡指定を目的とした学術調査には、相当の調査期間が必要であり、この間、事業者に対して開発を止めてもらうための法的な根拠がないこと。また、調査に県費を投じることに對する県民理解を考えると、慎重な判断が必要であること。以上が、県が説明してきた考え方になる。

次に(2)大社基地に関する出雲市の方針については、昨年 12 月 24 日の記者会見及び 2 月 9 日に行われた要望団体と出雲市長との面談時に市長がコメントされた。①滑走路跡地の開発を市が止めることはできない。また、市として土地を買い上げる考えもない。従って、滑走路跡地については、国史跡に向かうことは困難であること。②滑走路跡地の一部を残し、歴史平和学習を行う場所として活用すること。③周辺施設を含めた施設群全体としては、今後総合的な調査を実施することである。

(3)文化庁の見解だが、文化庁の通知では、近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを、文化財保護法上、保護すべき文化財にすることができるとされている。島根県の場合は、特に重要なものについては、たたらなど、島根に特徴的な生産遺跡を対象としているが、具体的に何を保護対象とするかは、地元市町村の考えを尊重しながら、協議した上で決定するという運用をしている。従って、大社基地の滑走路跡地については、過去数回にわたって開発対象となったが、出雲市、あるいは旧斐川町との協議の結果、いずれも保護対象としては取り扱っておらず、今回も同じ対応としたところである。

(4)事業者の開発計画については、1 月 30 日に開催された事業者による地元住民への説明会で、滑走路跡地の一部が開発計画から除外されることがわかった。先ほど御覧いただいた 5 の 3 ページ、資料①の下の図のオレンジ色に塗りつぶした滑走路の西の端の部

分になるが、ここが市有地との等価交換を検討するため、除外される区域となっている。

(5) 1月14日に開催した島根県文化財保護審議会の状況についてである。①のとおり、数名の委員の方から指定の検討や、まずは調査してから判断すべきなどの意見もあったが、審議会の総意ということではなく、②のとおり、委員長の総括として、大社基地の指定は難しい状況と考える。国においても大戦期の一般的な戦争遺跡の史跡指定に関しては、議論が始まったところだと考えているとのコメントをいただいているところだ。現状と課題の説明は以上となる。

続いて 5の2ページをお開きいただきたい。3 今後の県の対応について説明する。まず、(1) 開発対象の滑走路の跡地については、①取り扱いについては、先ほどの 2の(2)でも説明した、開発を止めることはできない、市が土地を買い上げる考えもなく国史跡に向かうことは困難であるとする地元自治体としての出雲市の意向・方針を尊重する。②平和教育の活用については、出雲市は滑走路の跡地の一部を残して、学習の資料とするほか、測量や掘削調査を行い、調査で得られた図面や写真なども教材として活用する計画であるが、県も連携して取り組んでいる。具体的には、市の調査に合わせて、ドローンによる空撮動画の撮影を行い、学習教材を製作しているところであり、これについては、出雲市だけでなく、他の市町村の方にも、利用していただけるようにする。

次に(2)施設群全体については、今後、出雲市が総合的な調査の実施を計画しているが、県としても、旧海軍が本土決戦に備えて、地域住民や学童まで動員して、突貫工事で建設した大社基地、そういうものの軍的機能の伝統を明らかにすることや、地域に及ぼした影響を記録することは有意義であると考えている。そのため、出雲市に対して調査の実施に対する技術的な支援や、調査を国庫補助事業として出雲市が実施する際の、国との連絡調整といった支援を行う考えである。

4の参考資料については、記載のとおり、①から⑦まで添付している。①から⑥までは、本日説明資料の引用元となる資料である。また、⑦は、これまで県民の方から寄せられた、御質問御指摘に対する回答の検討内容になるが、それぞれの資料についての説明は、省略させていただく。

最後に今回の大社基地に関する要望への対応について、私どもとしても、戦争遺跡や近代化遺跡について考えるきっかけとなり、多くの気づきを与えていただいた。今後は、今回のことを契機として戦争遺跡に対し、どういったものを埋蔵文化財として取り扱うのかという判断基準の検討を進めるとともに、近現代の文化財全般についても、国や市町村、

専門家の皆様からの御意見を踏まえながら、考え方を整理して、保護のあり方などの方針を検討して参りたいと考えている。

○河上委員 平和教育の面から見ても、大社基地の価値については、県の教育委員会としては、どの様に考えるか。今、令和2年度、3年度、なかなか広島等への修学旅行で平和学習ができない中で、平和教育で活用されている今の状況をどのようにされているのか、わかる範囲で教えていただきたい。

○中島文化財課長 まず、大社基地の平和教育の面からの価値であるが、大社基地は、太平洋側と比較して、比較的戦争の被害を受けなかったと言われる山陰地方においても、地域住民を巻き込んで建設するなど、戦争が身近なものであるということを学び、また、戦争や平和を考え、歴史を学ぶ教材として活用できるところであると考えている。次に、活用の状況については、出雲市の出雲弥生の森博物館が説明対応を行った数が把握できているが、令和2年度は10団体で400名。3年度が20団体で1,035名と聞いている。令和3年度はコロナ禍によって遠方に修学旅行に出かけられなかった小学校の訪問が多かったということで、特に松江市や安来市からの申し込みが多かったとお聞きしているところである。どの様なことをやったかについての事例としては、例えば、松江市の小学校が修学旅行で行った際は、当時の様子を知る地元の方からお話を聞く機会を設けたり、中学校では調べ学習を行って、その成果を文化祭で発表するといったこと。また、出雲市内の県立高校では日本史の授業の中でこの大社基地を取り上げ、戦争の影響が日本中、また、この当時にも及んでいたこととして学んだ、そうしたような事例があったということを数校から聞いているところである。

○池田委員 平和学習というのは、平和が大事で戦争はしてはいけないということを伝えるものだというふうに感じている。例えば、遺産にはなっていないが、沖縄のひめゆりの塔、鹿児島知覧、呉、人間魚雷など悲惨な歴史があったと思うが、そういう戦争はいけないのだよ、してはいけないのだよということが伝わるような、歴史、平和教育であってほしいと思っている。県の役割としては、広く県民の意見を政策に反映することではないかと思っているが、この一連の報道を見ていると、教育長が面談を拒んだというふうな報道がなされていたように思う。そのところは、実際どうだったのかおしえていただきたい。

○中島文化財課長 5の4ページ、資料2をお願いします。これまでの経緯ということで、要望団体とやり取りをさせていただいた経緯であるとか、議会での内容を整理しているが、

1月28日に要望団体から教育長の面談要望と質問を受けているということを一番下に、書いているが、\*のところに面談要望に関して、今、我々の考えていることを書いている。まず、一ポツ目、昨年3月17日に、要望団体と教育長が一度面談を行っており、その後、8月25日に文書で回答していること、2点目、県教育委員会の考えは、県議会の場や公文書でその都度説明していること。3点目、要望や質問事項について、都度、担当課である文化財課から、メールや教育長名による文書を出すなど、丁寧に対応していることなどの理由から、文化財課としては、現時点では重ねて教育長と面談する必要なものないと考えているところである。

○池田委員 その件に関してはわかった。ただ、行政は、住民の声や意見に聞く力を持っているんじゃないかと思っている。隠岐の島町でも、広報に、ずっと、記載されていた担当課の職員名簿に代表ではなく担当課の電話番号がずっとついていて、これは令和3年度の広報からなくなってしまって、どういうことか町に問い合わせをしたら、今はネットとかあるといわれたが、高齢化率が40%を超えている地域で、こんなことがあってはいけないのではないかと申し入れを行った。そういうところは大事ではないかと思う。よろしく願います。

○林委員 5の2の(1)②市の調査に合わせて、県もドローンによる動画撮影を行ったとあるが、具体的には、どういったような教材をつくろうと、イメージされているものがあればおしえていただきたい。

○中島文化財課課長 滑走路跡地のドローン空撮をするということを申し上げたが、その空撮動画に加えて、当時の様子を知る方へのインタビューや、周辺施設の様子や解説、およそ10分の尺の番組というか、10分ぐらいで学べる教材といったようなものを製作中である。

○林委員 先ほどの説明の中に、かなり県内の学校からも歴史教育また平和教育ということで活用されているというお話があった。最初の5の1の出雲市の方針や県の対応に関しては、全く異論はないが、この調査に技術的支援とあるが、調査に対して十分な支援をしていただければと思う。

○中島文化財課課長 そういったいろいろな調査、文献であるとか聞き取りとか現地の調査があって、そうした調査について、我々の職員と一緒に参加する機会があったり、あるいは専門の研究の方とのアレンジをするなど、そうしたような支援をさせていただきたいと思っている。



○朋澤委員 今の平和学習の教材というところで、島根県は西部の方も、なかなか修学旅行にいける場所が限られていて、コロナの関係で県内というところで、石見銀山等に行かれる学校も多かったが、私もこの出雲市のことは知らず、出雲市にこういうところがあるという発信は、ほかの市や町にもされるか。

○中島文化財課長 県では、先ほど御説明した、県でつくる教材については、出雲市以外の県内の学校でも活用していただけるように考えているので、そうしたものがある、こうした場所があるということをお伝えしていきたいと思う。

○原田委員 滑走路のところ、この間行ってきた。実際見てきて、遺跡群はどのようなところなのかと行ってみた。やはり大事なことは残さなければいけないと気持ちは強くなった。ただ、見てきたところでの感想だが、滑走路は、道路のすぐそばにあって分かった。でも、看板がない。今、よその土地になっているので一番右側が空いているが、入っていいのかどうかもわからない。旧出西国民学校の跡地の建物に行ってきたが、そこは今、環境学習センターという形で拡張されている。立派な建物があった。そこは、坪田愛華さんに関するところだから、環境教育を中心に展示したり、活動する場所であって、率直に思ったのが、ここが活用できるのかなと思った。聞いてみると、環境はやっているが、ここではそういう展示はない。それでは、活動される方々で勉強されたり、研究される方があるか聞いてみたら、今コロナでなかなかしていないが、ポツポツとある。それで、旧遺跡群があるから、そこを探してネットで見たけど、地図でなかなかわからないので聞いてみると、担当の方も、多分ずっと真っ直ぐ行って、突き当たりを曲がったら、民家があるのでそこで聞いてくださいと言われた。聞いたら、そこは防空壕や火薬庫の跡は、民間の方々が野菜を入れる場所で使っている、なかなか見るのは厳しいのではないかと状況聞いて、先ほどの話で、平和学習でとても大事で、子どもたちが、出雲市かどこかをお願いをして、行く場合誰かがついて紹介できるが、一般の人たちをもっと興味を持って聞いていて、行くとなると何ら手だてがあんまりないのだなという環境をすごく感じた。それで、私はそこからではないかとすごく思った。例えば、旧出西国民学校跡の建物から、弥生の森博物館は離れている。本当に実感するなら旧国民学校の跡地に一室でも設けて、例えば写真やパネルを展示して、誰もが地域の方々も行って、そこで教材をみて、感じる。看板があって行けばわかるように、やることのあるのではないかと。今、できることをというような感じをすごくわたしは現場で感じた。広島のパネルが、新しくリニューアルしたときの1つの目標に、被ばくの

体験を次の世代に、子どもたちにいかに分かりやすく、伝える言葉、テーマでリニューアルされて、わかりやすくなる。本来、その大社基地も同じように、遺跡群として、誰が行ってもわかったり、興味関心を持てる手立てを考えることが大事なことでないかと思う。行政とか民間団体が今あるものの知恵を出し合って、いかに県民や子どもたちに伝えていくかという、協力してやること自体の方が、例えば要望して何年も待ってから、お金かけてというより、できる何かがあるのではないかと思う。

○中島文化財課長 有意義な御指摘をありがとうございます。環境学習館をそうした学習の場に使ってはどうかというところは市議会でも指摘があったと聞いており、その際は、まだ検討中であるということを答弁されたようである。周辺施設群は、なかなかあるのがわかっても、案内が不備であったり、一般の方が利用しにくい、分かりにくいということがあったという御指摘もあったが、今後、出雲市は周辺施設群については数年かけて調査を行う計画としているので、そうした調査の成果も、平和学習に活用するために行うものだとして理解している。そういう活用するためには、利用者目線でどういうふうなところをやっていかなければいけないかということも、県も一緒になって考えて、学びやすいところになるよう考えていきたいと思う。

———原案のとおり了承

#### 野津教育長 非公開宣言

—非公開—

#### 議決第33号 令和4年度教育委員会事務局等職員（管理職）の定期人事異動（教育職員関連分）について（総務課・学校企画課）

———原案のとおり議決

#### 議決第34号 令和4年度県立学校教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第35号 令和4年度市町村立小中学校等教育職員（管理職）の定期人事異動について（学校企画課）

———原案のとおり議決

議決第36号 令和5年度島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験」の実施について（学校企画課）

———原案のとおり議決

報告第83号 令和4年度島根県公立高等学校一般入学者選抜学力検査特例追検査の実施について（教育指導課）

———原案のとおり了承

報告第84号 県立高等学校スポーツ推進教員の認定について（保健体育課）

———原案のとおり了承

野津教育長 閉会宣言 15時25分